

諸給与の不不正受給

きっかけは「これくらいなら許されるだろう」「手続きが面倒だ」といった軽い気持ちです。しかし、申請と実態が異なる状態を長く続けているうちに「間違っていた」言い出せなくなり、証拠書類の偽装など隠ぺいを図って深みにはまります。

1 不祥事の事例

公務員による不祥事のニュースとして意外と多いのが「手当等の不正受給」に関するものです。中でも、通勤手当の不正受給が目立ちます。

以下は、他の地方公共団体等で実際に起きた事例です（一部修正あり）。

事例1 職員は、電車とバス利用で通勤の届け出をしていたが、天気が悪い日などは、たまに自家用車で通勤していた。いつしか月のほとんどを自動車通勤するようになったが、通勤方法の変更の届け出をしなかった。その結果、差額分を不正に受給した。

事例2 職員は約5年間、電車で通勤すると申請しながら、実際は「健康のため」と徒歩により通勤し、約38万円を不正受給した。職場による手当の確認の際は、定期券のコピーを偽装した上で、複数回にわたって虚偽報告した。

事例3 職員は昨年4月、人事異動に伴い通勤手段が電車から徒歩に変わったにもかかわらず変更届を提出せず、今年5月まで通勤手当計9万円を不正に受給した。男性職員は「昨年4月に届けを出したと思っていた」と弁明した。

事例4 職員は、昨年度の5月から今年度の7月まで、自宅から職場最寄りの駅までバスと電車による通勤を届け出していたにもかかわらず、自家用車で通勤し、通勤手当の差額分約21万円を不正に受給した。車は一般来庁者の駐車場に止めていた。内部通報があつて発覚した。職員は不正受給を認め、「車を利用したら体への負担が少なく楽だった。変更届をしないといけないと思ったが、後回しにしている内に、言い出しにくくなってしまった」と弁明。

事例5 職員は、入居翌々月から家賃が減額されたにもかかわらず変更の届け出をしないまま、家賃減額前の金額で住居手当を受給し続けた。年に1回の手当の確認の際に、貸主に虚偽の領収書を作成させて、不正受給の隠ぺいを図った。

事例6 職員は、昨年7月から配偶者の年金受給額が扶養手当を受けられる限度額を上回っていることを隠そうと、年金改定証書に記載されている年金受給額を、コピーを貼るなどして実際より50万円低く改ざんし、配偶者の収入確認用の資料として職場に提出。扶養手当計約14万円を不正に受給した。

事例7 職員は、平成28年度から平成30年度において運動系部活動の顧問を担っていたが、複数の顧問がいたため、平成28年8月以降、部活動時間中は準備室等にて他の業務に従事していた。それにもかかわらず、生徒に対する部活動指導業務に従事したとして教員特殊業務手当を申請し、平成31年3月に発覚するまでの期間において、約16万円を不正に受給した。

2 各種手当の届出に関するルール

(通勤手当の届出義務)

職員は、次のいずれかに該当するときは、速やかに通勤の実情を認定権者に届け出なければならない。

- 新たに職員となった者（異動の場合を含む。）が支給要件を具備している場合
- 職員が新たに支給要件を具備した場合
- 住居の変更があった場合
- 通勤経路の変更があった場合
- 通勤方法の変更があった場合
- 負担する運賃等の額に変更があった場合

忘れがち！

(住居手当の届出義務)

職員が次のいずれかに該当する場合には、速やかに通勤の実情を認定権者に届け出なければならない。

- 新たに職員になった者が支給要件を具備している場合
- 職員が新たに支給要件を具備した場合
- 住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額その他住居届に記載することとされている事項に変更があった場合
- 住居手当の支給要件を欠いた場合

忘れがち！

(扶養手当の届出義務)

次の場合には、職員は直ちに任命権者に届け出なければならない。

- 新たに職員となった者に扶養親族がある場合
- 扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合
- 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合

3 考えてみよう

- ① 人事異動に伴う様々な諸手当の申請について、漏れはありませんか。
- ② 公共交通機関で通勤の届出をしているのに、自家用車・自転車・徒歩で通勤していませんか。
- ③ 実態を誤魔化して、受給している手当はありませんか。

4 懲戒処分の基準

【参考】

第2 2 公金公物取扱い関係 ※一部抜粋

(8) 諸給与の違法支払・不適正受給

故意に条例等に違反して諸給与を不正に支給した職員及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして諸給与を不正に受給した職員は、減給又は戒告とする。